第35期 貸借対照表(2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		(単位・日グロ) 負債の部	
科目	 金額	科目	 金額
【流動資産】	15,266	【流動負債】	10,109
現金及び預金	18	買掛金	4,257
売掛金	10,483	リース債務	0
仕掛品	22	未払金	3,680
貯蔵品	7	未払費用	1,449
前払金	128	未払法人税等	244
前払費用	22	未払消費税等	436
未収入金	250	預り金	41
関係会社預け金	3,939	前受収益	0
仮払金	393		
その他の流動資産	0		
【固定資産】	4,189	【固定負債】	4,995
有形固定資産	841	退職給付引当金	4,577
建物	396	役員退職慰労引当金	16
工具、器具及び備品	444	資産除去債務	384
リース資産	0	その他の固定負債	17
建設仮勘定	0	負債の部合計	15,105
無形固定資産	91		
ソフトウェア	63	純資産の部	
ソフトウェア仮勘定	26	【株主資本】	4,350
電話加入権	1	資本金	100
投資その他の資産	3,256	資本剰余金	300
投資有価証券	0	その他資本剰余金	300
長期前払費用	0	利益剰余金	3,950
保険積立金	26	利益準備金	37
保証金	995	その他利益剰余金	3,913
繰延税金資産	2,233	繰越利益剰余金	3,913
	·	(うち当期純利益)	(1,516)
		純資産の部合計	4,350
資産の部合計	19,456	負債・純資産の部合計	19,456

⁽注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

- I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法によっております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く) 定額法によっております。
 - (2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能な有効期間(3年以内)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額は実質残存価額とする定額法によっております。

- 3. 引当金の計上基準
 - (1)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法として、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額法により、翌期より費用処理しておれます。

過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額法により、発生時より費用処理しております。

(2)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスはその支配が顧客に移転した時点で、 当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

- 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - (1)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及び グループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ 通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、 「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、 繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。